## 告知事項・通知事項一覧

★:告知事項 ☆:告知事項かつ通知事項

保険種類項目名	傷害補償	個人賠償責任 借家人賠償責任 携行品 住宅内生活用動産 救援者費用等
生年月日	<b>★</b> *2	<b>★</b> *3
職業・職務* <sup>1</sup>	☆ *4	_

- ※すべての補償について「他の保険契約等」についても告知事項(★)となります。また、医療費用補償特約(こども傷害補償)については、「公的医療保険制度」についても告知事項かつ通知事項(☆)となります。
- \*1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。
- \*2 こども傷害補償以外の場合には、告知事項とはなりません。 \*3 こども傷害補償にご加入されていない場合には、告知事項とはなりません。
- \*4 自転車事故傷害危険のみ補償特約をセットいただいた場合には、告知事項・通知事項とはなりません。

### 個人情報の取扱いに関するご案内

保険契約者である企業または団体は東京海上日動火災保険株式会社に本契約に関する 個人情報を提供いたします。

東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人 情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品 等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①か ら⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシ ティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他 必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理 店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融 機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、 般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社または東京海上日動火災保 険株式会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同し て利用すること

- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等 に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管 理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥契約の安定的な運用を図るために、加入者の保険金請求情報等を契約者に対して提 供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichi do.co.jp) をご参照ください。

# ※加入時の同意内容について

私と被保険者(\*)全員は、以下の事項について確認・同意のうえ、加入を依頼します。 \*保険の対象となる方をいいます。

- ①私が契約者である企業または団体の構成員であること
- ③重要事項説明書添付の「ご加入内容確認事項」の内容

②重要事項説明書の内容

④上記の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容

★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場 合は、ご加入を解除することがあります。また、☆が付された事項に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく弊社にご連絡ください。ご連絡が ない場合はお支払する保険金が削減されることがありますので、ご注意ください。詳細は上記をご参照ください。

### 補償の重複に関するご注意

個人賠償責任補償特約等をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されてい るときには、補償が重複することがあります。

#### 預金口座振替規定(ゆうちょ銀行は除く)

- 1.貴行(金庫、組合)に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。こ の場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
- 2.振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、私に 通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
- 3.この契約を解約するときは、私から貴行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由が あるときは、とくに申出をしない限り、貴行はこの契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。
- 4.この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、貴行の責めによる場合を除き、貴行には迷惑をかけません。 <ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。詳しくはゆうちょ銀行のホームページをご覧ください。>